平成２４年（フ）第３８７号
埼玉県深谷市高畑203番地１
破産者　合同会社青淵
１　決定年月日　平成25年７月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第６６７号
福岡県糟屋郡粕屋町大字仲原1846番地の４
破産者　鵬栄産業株式会社
１　決定年月日　平成25年７月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２４９０号
福岡県嘉麻市下山田860番地
破産者　有限会社金原建設
１　決定年月日　平成25年７月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第６０５号
栃木県下都賀郡壬生町大字安塚1051番地９、開始決定時の住所栃木県宇都宮市宝木本町2550番地
破産者　平田　佳久
１　決定年月日　平成25年７月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第７０９号
栃木県宇都宮市石井町2848番地19
破産者　小玉　英俊
１　決定年月日　平成25年７月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第５８号
埼玉県三郷市早稲田７丁目37番地14
破産者　有限会社前田塗装
１　決定年月日　平成25年７月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第５１３号
岡山市中区兼基190、開始決定時の住所岡山市中区兼基136番地10
破産者　宮武　誠治
１　決定年月日　平成25年７月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５１４号
岡山市中区兼基190、開始決定時の住所岡山市中区兼基136番地10
破産者　宮武　由美
１　決定年月日　平成25年７月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第６９６号
広島市中区大手町５丁目14番16号山本ビル１Ｆ
破産者　株式会社広島三協建設
１　決定年月日　平成25年７月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２８７４号
福岡県春日市下白水南６丁目125番地
破産者　有限会社とらや
１　決定年月日　平成25年７月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第６６２号
横浜市青葉区桜台26番地１
破産者　有限会社ジーンズプラザユーボ
１　決定年月日　平成25年７月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５４４号
神奈川県厚木市飯山2120番地11、前本店所在地神奈川県平塚市八重咲町25番２号
破産者　株式会社イングホーム
１　決定年月日　平成25年７月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第１６０号
神奈川県秦野市東田原1038番地の４
破産者　有限会社フミコ
１　決定年月日　平成25年７月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第１６８号
神奈川県平塚市小鍋島1196番地の２
破産者　株式会社Ａ企画
１　決定年月日　平成25年７月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第３８８号
金沢市八日市３丁目381番地、登記簿上の本店所在地金沢市八日市４丁目141番地３
破産者　有限会社東海建設工業
１　決定年月日　平成25年７月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第６４号
石川県七尾市千野町い部19番地
破産者　株式会社ホリ家具製作所
１　決定年月日　平成25年７月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所七尾支部

平成２４年（フ）第３１８号
岐阜市島原町18番地の２
破産者　株式会社佐伯工務店
１　決定年月日　平成25年７月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第１８１号
愛知県一宮市北方町中島字大道東60番地の２
破産者　有限会社田中地質調査
１　決定年月日　平成25年７月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第２５９号
徳島県吉野川市川島町児島字長池80番地３
破産者　株式会社ＳＦ企画
１　決定年月日　平成25年７月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
徳島地方裁判所民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２４年（フ）第１８４８号
東京都大田区多摩川１丁目32番16号　ソレイユ・レリオ201、旧住所さいたま市緑区大字中尾1377番地３
破産者　中澤　秀喜
１　決定年月日　平成25年７月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１８８２号
埼玉県北足立郡伊奈町学園３丁目35番地　ＭｏｕｎｔＡ202、旧住所埼玉県鴻巣市すみれ野８番地　1003号室ベルドゥムール北鴻巣
破産者　茂呂　厚司
１　決定年月日　平成25年７月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係